

第4回 ADR法に関する検討会 議事録

- 第1 日 時 平成25年6月18日（火） 自 午前10時01分
至 午後12時00分
- 第2 場 所 東京地方検察庁総務部会議室
- 第3 出席者
委 員 伊藤座長，植垣委員，道垣内委員，林委員，藤井委員，森委員，山本委員，
渡部委員
事業者 【愛知県弁護士会】増田委員長，矢崎副委員長
【公益財団法人東京都中小企業振興公社】大坪センター長，小西係長，
小林紛争解決専門員
【公益社団法人家庭問題情報センター】永田事務局長，渡辺東京ファミリー
相談室代表，山口主任研究員
【特定非営利活動法人医事紛争研究会】山下事務局長，山口事務局長
- 第4 議 題 ADR事業者に対するヒアリング
- 第5 議 事 (次のとおり)

議 事

○飯島課長 それでは、予定の時刻となりましたので、第4回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

では伊藤座長、よろしくお願いいたします。

○伊藤座長 おはようございます。忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速議事に入りたくと存じます。

前回、第3回会議から3回にわたりまして、ADR事業者等に対するヒアリングを実施しております。本日は2回目になりますけれども、愛知県弁護士会、公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益社団法人家庭問題情報センター、特定非営利活動法人医事紛争研究会の御担当の方々から、それぞれお手元のヒアリング事項につきまして、15分ずつ御説明をいただいたのちに、各事業者に対する質疑の時間を設けたいと存じます。

それでは、初めに愛知県弁護士会から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員長 おはようございます。愛知県弁護士会の紛争解決センターの運営委員会の委員長をしております増田と申します。

愛知県につきましては、今日資料4でヒアリング事項についての回答ということでお出しをしております。それから、別紙として1から3までを付けております。

まず、ADR手続の実際についてということでございますが、愛知県弁護士会は、総合的なADRということでございますので、民事紛争全般を取り扱っております。

平成23年度、実際に処理しました事件の中で、一番多いのが医療紛争、大体、全体の13%から15%程度でございます。それから、離婚、夫婦関係調整、そして3番目が建築紛争、4番目が会社紛争、それから交通事故と続いております。

具体的な事案をどのように処理したかにつきましては、別紙1で『仲裁とADR』最新号の8号でございますけれども、その35ページ以下に、私がまとめたものがございますので、そちらのほうを御参照いただければと思っております。

次に、相談の受付状況、相談からADR手続への流れでございますけれども、センター自体は独自に法律相談はしておりません。弁護士会の組織としては、法律相談センターというのがございますし、それから愛知県内の各自治体から委託を受けて、法律相談業務に当たっておりますけれども、特に法律相談業務と、そして我々が行っておりますADRとの間の連携を意識的に図っているということはありません。

ただ、法律相談センター等に紛争解決センターのリーフレット、パンフレットを置くということはしております。

それから、手続相談につきましては、これは原則として、紛争解決センターの事務局員が対応しておりますが、事務局員で対応できない場合がままあります。これは、単に手続相談という形をとりながらも、実質的には法律相談的な中身を含んでいる場合、そういった場合には紛争解決センターの中に関連する機関としてADR調査室というのを設けておりますので、そちらの室員のほうが困難な案件につきましては相談に乗っているという現状でございます。

次に、相手方の応諾を取り付けるための工夫ということですが、平成23年度の応諾率は

72. 3%でございます。

工夫としては、申立て事件がありましたら、それを相手方に送付する際に、紛争解決センターはこういった柔軟な手続をやっていると。ですから、出てきてお話をしませんかと一旦案内書面を送っております。

それから、事務局のほうとしては、相手方から、この制度はどういったものなのという問合せがございますので、事務局員のほうからもかみ砕いて説明をしているということがあります。

それから、事件をあっせん・仲裁人に配点して、その段階で回答書等で応諾をしないといった回答があった場合に、これはあっせん・仲裁人の裁量ですけれども、手紙を出したり、あるいは電話をかけたりと、そういった事案もあるようでございます。

和解の仲介手続における工夫といたしましては、手続の進行、これは全て手続を主催するあっせん・仲裁人に委ねております。

原則として、別席が多いのですけれども、審理が熟したとき、あるいは事案によっては同席であっせんや仲裁に当たっている場合もございます。

専門紛争への対応ですけれども、先ほどの医療紛争、それから建築紛争、こういった専門紛争に対応するために、建築紛争等であれば建築士さん、それから境界の問題であれば土地家屋調査士さん、そういった専門家をあっせん・仲裁人のパネルに組み込んで事件の処理に当たる場合がございます。

また、医療紛争の場合には、あっせん・仲裁人という、つまり手続の主催者という位置付けではございませんけれども、医学的な専門的な知見を手続に反映させるということで、専門委員の制度を設けております。

昨年、診療科目を拡大いたしまして、現在は21の診療科目について医師の専門委員による関与が可能になっております。

次に、成立した和解の実効性をどうやって確保するのかという点でございますけれども、手続の規則上、当事者の申出があるときには、センターに履行勧告を申し出ることができるという規程がございます。これまで数件、申出に基づいてセンターのほうから当事者のほうに履行勧告をしたという事例がございます。

それから、愛知県弁護士会の場合には、和解あっせんとともに仲裁手続、両方やっておりますので、あっせんの申立てがあっても、執行力の確保が必要であるというふうに当事者が考えて、仲裁の合意ができれば仲裁判断に移行すると。そのことによって、執行力を付与するという立て付けになっております。

また、本日資料の別紙2でお出しをしておりますけれども、執行力を確保するために簡易裁判所の即決和解、そして家庭裁判所の即日調停との連携を図っております。

平成22年に簡易裁判所と協議をいたしましたけれども、それまでも連携ということはあったのですけれども、愛知県弁護士会が平成20年6月にADR法に基づく法務大臣の認証を受けたということによって、国の機関である裁判所も非常に好意的になって、話がとんとんと進んだというようなことがございます。

次に、当事者の負担する費用でございますが、申立て時に1万500円を頂きます。

そして、愛知県の場合には期日の開催時の期日手数料、そういったものは頂いておりません。また、相手方からの費用というのも頂いておりません。

成立時には、これは成立時の紛争の価額に応じて、手数料の支払義務がございます。

これは原則として、成立ということは当事者双方にとって利益であるという考え方から、当事者双方折半というのが原則でございます。ただ、事案に応じては、申立人のみ、あるいは相手方のみ負担というような処理をしている場合もございます。

次に守秘義務が問題となった事例ということですが、過去に2回、税務署のほうから事件の関係で身分証を提示した上で事件記録の開示を求められたということがございます。

ただ、これにつきましては、守秘義務を根拠に断っております。

また、裁判所からの調査嘱託、捜査嘱託、こういった事例はございませんけれども、これについては拒否をするという運用にしております。

次に、代理人の選任状況ですが、弁護士代理人、これは申立人のみに代理人が付いた場合が、24.9%、相手方のみに代理人が付いた事例というのが9.2%、双方に代理人が46.5%、双方とも代理人なしというのが19.4%でございます。

愛知県の場合には、他の弁護士会等に比べたときに、会員にある程度周知徹底されているということもありまして、弁護士が代理人に付いて申立てをする事例というのが多うございます。

また、同じ、一度使った弁護士がリピーターとして何度も使っているというような事例もございます。

弁護士以外の代理人については、これはセンターの許可を得て代理人になることができるということになっております。親族や会社の従業員が代理人になる例が多うございます。

交通事故等で行政書士さんが代理人として付きたいという申出をされる場合がありますけれども、これにつきましては弁護士法との関係で拒否をしているということでございます。

次に、ADR法上の特例と、時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不採用の利用状況ということでございますけれども、時効中断効が問題となった事例というのはまだセンターとしては聞いておりません。

それから訴訟手続の中止事例は、これは全く聞いたことがございませんので、ほぼないのではないかなと思います。

ただ調停前置については、何件かは利用されているようでございます。特に離婚等の事件において使われているようでございます。

次に、利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に関する評価でございますが、これは別紙3で平成22年に実施しましたアンケートの結果報告を付けておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

おおむね、センターに対する評価というのは高いのですけれども、やはりネックになっていますのは、調停等と比べた場合に、成立時に成立手数料というのを頂いている。

これは、100万円であれば、今は6.4%を基準にしているんですけれども、やはりこれは調停ではそういった成立手数料は不要であると。そういったところがセンターを利用する方にとっては一つのネックになっているのかなと。ただ、これを余り安くしますと、センターの運営自体に支障が生じる場合もございますので、非常に悩ましいところではございます。

次に、ADRの利用促進についてですけれども、これは会員向けと市民向けの双方がございます。会員向けについては、新入会員の研修だったり、あるいは弁護士会報に随時解決

事例等を掲載をします。

それからADR調査室のニュースを発行したり、それからあっせん・仲裁人のスキルアップのために、あっせん・仲裁人の研究会というのを開催をしております。

それから市民向けには先ほど申しましたように、法律相談の場にリーフレットを備え置く。あるいは、年に2、3回ですけれども、新聞広告を出す。

それから、センターは今、創立16年目ですけれども、5年ごとに一般市民に開放して記念行事を開催をしております。5年目は建築紛争、10年目は医療事件、昨年15年目は高齢者をテーマとした寸劇をやり、そしてシンポジウムを開催をいたしました。

次に他機関との連携ですが、これまでは余り他機関との連携というのを意識はしておりませんでした。一昨年、例えば学校事故に対応するために愛知県の校長会とか、そういったところと協議をしましたけれども、やはり自治体の場合には申立ての手数料をどうするんだとか、そういった問題がございまして、なかなか前に進んでおりません。

今年は、国保連との協議、それから後は医療の安全支援センターとの協議、そういった機会を設けて間口を広げていこうというふうに考えております。

ADRの運用についてですけれども、組織体制、これは愛知県弁護士会が設置をしております、名古屋にある本会と、それから岡崎にある西三河支部、この二つの場所で開催をしております。

運営は基本的には紛争解決センターの運営委員会が当たっております、その中には運営部会から企画の広報部会、そして医療ADR部会、そしてこの間、いろいろ運用していく中でいろいろ規則上の問題等も生じておりますので、今年度は規則改正部会というものも立ち上げております。

それから、ADR調査室というのがございます。これは平成21年に設立をしたんですけれども、弁護士会ADRの場合には、受付等の事務局と、その後いきなり手続の主催をするあっせん・仲裁人につなげていたんですけれども、やはりその間に記録の整理をしたり、あるいは申立書の不明な点を補正すると、そういったものをチェックすると。いわゆる裁判所で言いますと、書記官的な事務を行う部署が必要ではないかということから、ADR調査室というのを設けまして、月水金の午後、1名ずつが事務局に常駐をして、先ほど申しましたような業務をやったり、あるいはあっせん・仲裁人の選任手続、それから苦情に対する処理、そういったことをやっております。

それから、事務局は事務局員2名が専任でやっております。

財務状況につきましては、平成23年度と24年度のものをお出しをしておりますが、受入れ手数料は年間、平成23年度で言いますと、約1,500万円。24年度は1,300万円でございます。支出の部の主なところはあっせん・仲裁人の報酬の支払、あるいは事件が成立しなかった場合の期日日当補償というものでございます。

それから、嘱託日当と書いておりますのは、これはADR調査室員6名は有償でございまして、年間360万円を総額払っていると。それから、平成24年度は広報費として120万円支出しておりますが、これは昨年15周年の記念行事をやったということで増えております。

財務状況と認証との関係ですけれども、認証を受けることによって時効中断効が認められるということで、書類を確実に相手方に送達すると、当事者に送達するということから、

主張書面等については、書留郵便に付しております。そういった意味で、通信費というのは非常にかさんできているというような状況でございます。

次に、ADRの認証・監督手続ということですが、平成20年に認証を受けておりますが、そのときには私が実際に実務を担当していたんですけれども、特に負担感があつたというようなことはございません。ただ、弁護士会の場合は毎年役員構成が変わりますので、年の初めに役員についての変更の申請をしなければいけない、このところがちょっと大変かなというふうに思います。

その他の関連事項としては、私どもからは特にございません。

以上、愛知県弁護士会の状況についての御報告をいたしました。

○伊藤座長 ありがとうございます。引き続きまして、東京都中小企業振興公社からの説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○大坪センター長 それでは、東京都中小企業振興公社の、私、センター長の大坪と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

資料5に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず初めに、私ども東京都中小企業振興公社でございますけれども、都内中小企業の経営の安定を図るということを目的に、昭和41年に設立をされている団体でございます。東京都の産業労働施策の一翼を担う、補完代行機関として設立をされております。

設立当初から、下請代金支払遅延等防止法に関わる苦情紛争解決の相談ですとか調停あつせんなどもやってきておりました。平成20年にADRの認証を取得いたしまして、さらに代金法に関わる解決手続について監視機能の強化というものを図っておるところでございます。

資料5に基づきまして、ヒアリング事項につきまして、担当のほうから詳しく御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○小西係長 東京都中小企業振興公社の小西と申します。よろしくをお願いいたします。

私ども、認証ADRの手続の実際についてですけれども、取扱い紛争の範囲、具体的な事案ですが、東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する事業者が申立人又は被申立人になるものというところに特化しております。

また、相談内容につきましては、下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争、下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に関する紛争。ただし、建設業を営む方が業として請け負う建設工事を下請事業者に請け負わせることによって生じた紛争は除いております。

ほかに、売買取引、賃貸借取引、消費貸借取引、使用貸借取引、委任取引及び共同開発に係る企業間の紛争、これらの相談に応じております。

具体的な事案としまして、ここ何年かでこちらのほうで請け負っておりました相談を幾つか載せております。タレント活動の報酬を芸能プロダクション相手に支払の請求事案、税理士の紹介等の役務提供に対する報酬支払請求事案、ソーシャルゲームの開発委託取引における中途解約の損害賠償案件、それからソフトウェアの開発委託取引における追加作業代金の請求案件など、10件ほどです。

それから、相談の受付状況につきまして、相談の受付状況なんですけれども、そちらのほうに過去4年間の件数を掲載しております。21年度から掲載しておりますが、減少傾向

にあります。こちらのほうは、私どもの相談委員会が中小企業を巡回しまして、下請代金支払遅延等防止法の普及啓発に当たっているというところから、減少傾向にあるものと推測しております。また、調停件数なんですけれども、こちらのほうも過去21年から23年度までは10件超の数値で推移しておりましたが、24年度は3件と、こちらのほうも減少しております。

こちらのほうは、交渉の過程で解決が図られたということで理解しております。

それで、全体で調停件数43件ございましたけれども、こちらのほうは被申立人の不応諾が15件、申立人の取下げが5件、調停成立が13件、調停不成立が10件というような内訳になっております。

それから、相談からADR手続への流れなんですけれども、相談を実施する中で、調停での解決方法があることを、当公社では費用がかからないことなどを説明しております。

相談者から調停申立ての意思表示があった場合、申立書の記載方法、証拠資料等について指導を行っております。こちらのほうは専門員が行っております。

続きまして、申立てが簡易にできるようにするための工夫ですけれども、私どもの相談者は中小企業の方が多というのが特徴です。社内に法務関係者がいない、または顧問弁護士もいないという企業が非常に多いので、申立書を起案するということが非常に難しいというのが現状です。その場合、相談員が相談者から事案の経緯を伺ったり、証拠書類等を拝見させていただいたりということで、申立書作成の補助を行っております。

それから、相手方の応諾を取り付けるための工夫ですけれども、調停の申立て前であっても、相談者の了解を得て、相手方とお会いしまして、自主交渉での解決を促しております。万が一、自主交渉がまとまらない場合は、調停での解決をお願いします。又は、調停申立て後の応諾の可否確認におきまして、回答期日の延期又は応諾されるよう相手方をお願いをするというようなことを行っております。

和解の仲介手続に関する工夫ですけれども、こちらのほうは調停委員の運営にお任せをしております。成立した和解の実効性を確保するための工夫ですけれども、こちらは和解が成立した場合、和解書その場で作成をしております。その中に支払期日や支払方法を明記しております。また、和解成立後、トラブルとなっている事例等につきましては、今のところ報告はございません。

当事者の負担に関する費用なんですけれども、当事者から手数料その他の費用は徴収しておりません。会場は公社の会議室等を活用しておりまして、こちらに来る交通費ですとか、代理人費用につきましては、各自負担をさせていただいております。

こちらの負担をする費用がないということで、安易に申立てをしてくる事業者さんも結構ありまして、その辺については問題かなということで感じております。

代理人の選任状況につきまして、具体的な事案10に対しまして、申立人が代理人を立てたのは1件、相手方が代理人を立てたのは3件となっております。

ADR法上の特例につきまして、こちらのほうは利用はございません。

利用者の利用のきっかけなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、相談員が企業を巡回しておりまして、そのときにパンフレットやホームページの御案内をしております。また、その相談の中でそのような該当の事案があった場合は、私どもの窓口のほうの利用をお勧めしております。

実施したADR手続に対する評価につきましてですけれども、相談案件の整理を行うことで法的な考え方が理解できた、又はADRが不調であっても、裁判等に移る際の資料整理が簡単にできたなどの声が寄せられております。

手続や結果の概要の公表ですけれども、調停案件の守秘義務もございまして、公表は件数だけということになっております。先般、裁判所のほうから問合せがありましたけれども、そちらのほうも今、検討中なんですけれども、基本的には公開しないということで考えております。

ADRの利用促進につきましてですが、先ほど来申し上げておりますとおり、相談員が企業巡回をしておりますので、そのときにパンフレット等で御案内をしております。

また、相談内容に応じまして、窓口の利用を勧めております。他機関との連携のほうはございません。

ADRの運用なんですけれども、組織体制につきましては、資料5の別紙のほうを御覧いただけますでしょうか。そのような形態で運用をしております。

財務状況につきましてですが、東京都の補助金収入により運営しておりますので、その面もありまして、利用者の方から手数料の徴収といったことはございません。手続実施者に対する研修等も行っておりません。

認証・監督に関しまして、特に負担となっていることなんですけれども、こちらのほうは特にございません。また、ADR制度に関してなんですけれども、改善を要するというようなことは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上、東京都中小企業振興公社の現状について、報告をさせていただきました。

○伊藤座長 ありがとうございます。引き続きまして、家庭問題情報センターからの説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○渡辺相談室代表 公益社団法人家庭問題情報センターの渡辺でございます。

私ども回答はペーパーに書いてあるとおりで、そんなに難しいことはほとんど書いておりませんので、御覧いただければと思います。むしろ、今日はお時間をいただいて、現場でどんな仕事をしているかという話をさせていただこうと考えております。

公益社団法人家庭問題情報センター、長いものですから、エフピック、省略F P I Cと言っておりますけれども、エフピックと呼ばさせていただきます。

F P I Cは、家庭裁判所で家事事件、あるいは少年事件の調査、調整などを担当する専門職として養成訓練を受け、専門職としての実務経験を重ねた家庭裁判所調査官が、退職後もその専門的知識、技法などを社会に還元すべきだという要請に応えまして、1993年、平成5年に社団法人家庭問題情報センターとして設立したものであります。

この前身が、昭和62年、1987年に設立された東京ファミリーカウンセラー協会でございます。

その後、家庭裁判所で親族間紛争などの調停に携わっている家事調停委員などの皆さんがF P I Cの事業目的に賛同されて、事業の遂行に貢献する特別会員ということで参加されるようになって、F P I Cはますます、家族関係調整の専門家集団と目されるようになりました。そこで、F P I Cの専門性を高度に発揮する事業として、民間紛争解決手続機関の認証を平成21年に頂戴しました。

日本の離婚の90%が協議離婚でありますけれども、その協議離婚の際に、当事者が面会

交流、養育費などについて明確な取決めをしないまま、離婚を急ぐために離婚後に紛糾する例が多く、家庭裁判所に調停を申し立てても調停が終了するまでにかなりの時間がかかるという実情を踏まえて、ADR調停を始めることにしたわけでございます。

調停は、原則として当事者同席調停であります。家庭裁判所の場合には、夫と妻が別時間に出たり入ったりして、交代しながらやる場合が多いんですけれども、うちは同席が原則ということにしております。

したがって、同席ができないという場合には、調停をお受けしておりません。同席というのは、自ら問題解決しようという意欲が喚起されますし、相互に課題、心情に向き合うことによって理解が進むという利点があります。

これを裁く調停人としましては、条件として家裁調査官歴5年以上、家裁調停委員歴5年以上としております。

調停人としての力量があると認められる者、相談室代表が理事長の意見を聞いた上で決定をしております。

調停は土曜日、日曜日、夕刻・夜間でも、当事者の希望があれば応じております。実施する日も当事者の事情に応じて柔軟に対応しております。調停時間は大体おおむね2時間というふうに考えておりますけれども、状況により、3時間を超え、あるいは4時間ということもございます。

ホームページや、市民の方にお配りしているパンフレット・チラシには、日曜日にやりますということは実は書いていないんですけれども、当事者と相談をして、どうしても日曜日ということがございますれば、日曜日もお受けしております。

調停をやる上で、まずどうしても外さないことは、十分なオリエンテーションでございまして、当事者が能動的に調停に参加し、問題解決に積極的に関わろうとする姿勢を醸成することが重要だと考えております。

調停が始まりますと、まず同席のルールを厳格に守るように指導することから入ります。

お互いに言い合いをする形にしますと、感情的になりやすいことから、発言を原則として調停人に対して語れというふうに言っております。調停が進んで感情的に激することもなく、話し合える状況が見えた場合には、二人の話合いに移行させることもあります。

一般的にはまず、双方の主張、論点の整理から入ります。主張の食い違いを明確化して、要求の整理確認をします。それらを当事者に十分認識をさせ、合意できること、難しいことがあれば、それを次回への宿題とすることもございます。

感情的になっている問題があれば、それも双方に認識をさせます。同時に、修復の可能性の有無を見極めることも、調停人の重要な役割です。申立ての動機、理由というのは、ほとんどの場合、圧倒的多数と言っていいかと思えますけれども、離婚あるいは離婚に関わることが申立ての理由になっておりますけれども、中には、働きかけあるいは夫婦の考え方、来し方を振り返るということによって、元に戻るといいでしょうか、円満にまた家庭生活を始めようというケースもございますので、そこもきちっと見極める調停人の能力が求められております。

その後、離婚やむなしとなれば、その条件について双方の主張整理を行います。言わば、納得のいく離婚、円満な離婚を考えさせます。つまり、離婚させられたと思わせることは避けたいところであります。同時に極めて重要な課題として、子供をどうするかを考えよ

うと、問題を投げかけます。親の争いは子供に当然、心の傷を負わせることとなりますから、離婚しても親は変わらず子供を愛しているというメッセージが伝わるように、促します。

したがって、面会交流がその重要なキーになります。

成立が近いと見込まれる場合には、調停人側で合意書案の作成にかかります。合意書の雛形は幾つか用意しておりますけれども、各事例の内容に近いものを選択して準備をいたします。財産、金銭のやり取りのある場合には、公正証書を作成することになりますので、事前に公証役場と連絡をとって合意書案の段階でもメールやファックスをお送りして準備をお願いいたしております。

成立事案の中には、夫婦が熟慮の末、円満に家庭生活に戻ることを決めた例が、先ほど申し上げましたのにもございます。あるいはまた、別居のままF P I Cの面会交流のみを利用して夫婦が、F P I CのADRを利用して、たった1回の調停で調停成立、離婚、養育費、親権者、面会交流を成立させたという事案もございまして、そのケースはその後順調に面会交流をうちでやっておられます。

あとは、調停に使われました資料、記録といったようなものは、完全に施錠された保管庫に収納して管理をいたしております。これまで苦情の申立ての例はないんですけれども、申し立てられた場合には、直ちに苦情調査委員会を設置して、苦情に対する措置を検討する。代表に意見具申すると規程に定められております。

先ほどのお配りしております回答にちょっと戻りますが、回答の最後に、認証ADR制度の問題点について、制度の改善を要すると考える点があればというところがあるんですが、これは現場としてのつぶやきみたいなものでありますが、一つが執行力の付与を、できればいただきたいというのが本音でございます。

つまり、お金の支払、養育費とか財産分与、それから、解決金とか一時金とか言い方ありますけれども、お金のやり取りの場合には、合意書を持ってお二人が公証役場に行って公正証書を作っていたかかないとなりません。不払の場合の保障がございませんので、そうすると、離婚は成立した、その後の二人が、また元の夫婦が二人で公証役場に行って、お金を払って公正証書を作っていただくという負担、時間の負担や心理的な負担やお金の負担もございまして、その点が何とかなればなと考えております。

それからこれも一つ事例があったんですが、年金分割をしましょうということで、二人が合意したんですけれども、うちのADRの合意書の中に年金分割は入れても、年金機構でそれは認めないということでございまして、二人にまた別途、年金機構に行って手続きをしていただいたという事例がございました。これもまた二人に負担をかけることとなりますので、年金分割についても家事調停の同一効力の付与がいただければなと思っております。

それからもう一つは、家族紛争の早期対応がいかに効果的かはもちろん説明するまでもありませんけれども、その趣旨からADRの有効活用を検討されるということになりますと、下世話に言えばお金の問題になります。

うちは今、ほかに面会交流、それから後見、公正証書遺言作成の際の承認といったような仕事をかなり手広くやっておりますけれども、ADRだけ、単体を取り出しますと、とてもとても自立できる状況にはありません。そこら辺を考えますと、どこかでそういう支援

なり何なりをいただければ有り難いというのが現場のつぶやきでございます。

取りあえず、以上御報告であります。

○伊藤座長 ありがとうございます。最後になりますけれども、医事紛争研究会から説明をお願いいたします。

○山下事務局長 千葉にあります医事紛争研究会の山下でございます。私たちは、医事紛争だけに特化したADRでございまして、詳しい御説明は総務をしております山口弁護士から御説明申し上げますが、私のほうからは2点ほど御報告させていただきます。

医事紛争に特化したADR、ADRの認証を受けていないところもありますけれども、そういうのは弁護士会型と言っていいでしょうか、弁護士会がやっている。愛知県弁護士会もそうかと思いますが、あと東京三会にもございます。もう一つは茨城県の医師会の中に、中立紛争処理委員会というのがございまして、これは医師会がやっているという、そういう中で我々はNPO法人でやっています。これが意味では特徴の一つでございます。

この特徴の一つがプラスもあればマイナスもございまして、マイナスの点は今ほど御報告がございましたように、一番のつらいところは財政基盤が非常に脆弱でございまして、これに非常に苦労しているというところがございます。詳しくは申立手数料とか期日手数料のところは後で御報告いたしますけれども、弁護士委員と医師委員に1回の期日ごとに2万円ずつ払いますので、会場の費用と合わせまして、1回の期日に4万円ちょっと出て、当事者から1万500円ずつしかもらいませんから、調停期日を重ねれば重ねるほど赤字を出していくという、赤字体質の機関でございまして、そこが非常に悩ましいところでございます。

本当はADRですから、当事者が自ら参加して話し合いによって解決をしていくというところが一番望ましいところで、それも目指してはいるんですが、余り回数を重ねますと、財政をますます危うくするというので、早期の解決を図りつつ、当事者での話し合いも進めていくという、悩ましいところがございます。

私のほうからは以上でございまして、詳しいところは山口弁護士から御説明させていただきます。

○山口弁護士 医事紛争研究会で事務を担当しています山口と申します。よろしく申し上げます。

それではお手元のヒアリング事項に対する回答に基づいてお話をさせていただきます。

まず、初めに簡単な当センターの沿革ですが、もともと平成15年に千葉県内の医師・弁護士・大学教授等が中心となって、勉強会として発足しました。医療ADRを重点的な研究テーマといたしまして、平成19年にはNPO法人化し、平成21年12月に法務大臣の認証を取得しています。今年でちょうど5周年を迎えました。

続いて、認証ADRの手続の実際ですが、すみません、冒頭で取り扱う紛争の範囲について記載をしておりますが、紛争の範囲としましては医事紛争を対象としていまして、医事紛争とは何かと言いますと、手続規程で定義を設けておりまして、医療行為又は歯科医療行為に起因した医師・歯科医師又は医師若しくは歯科医師の業務を補助する者と、患者又はその家族との間の民事上の紛争と定義していまして、医療行為、医師による医療行為と、あるいは歯科医師による歯科医療行為、あるいは看護師等、そういった診療補助をする者の業務に起因する紛争を対象としております。

したがって、医療類似行為、例えば柔道整復師等の医療類似行為などは対象としておりません。また、それ以外にも無資格者によるカイロプラクティックですとか、そういった業務についても対象とはしておりません。

具体的な解決事案については別紙にまとめました。時間の都合で詳細に御説明をすることはできないのですが、概略を御説明しますと、3件のケースを御紹介しています。いずれも調停成立に至ったケースです。

ケース1、右下のページ番号で言うと1というところから紹介していますが、これは金銭賠償というよりも、医療事故の事故原因の解明が問題となったケースです。こちらについては何回か調停をした結果、調停が成立をしまして、特徴的だったのは、相手方の医療機関のほうも非常に積極的に調停に参加いただきまして、2回ほど調停を行いました。2回とも院長先生自ら出席をいただいて、それ以外にも看護師長や事務部長といった病院の幹部の方が毎回出席をいただいていたケースです。

最終的には院長御本人のほうからお詫びの言葉や詳細な調査報告書の提出がありまして、調停の成立に至っています。

続いて右下のページ番号7以降がケース2というケースですけれども、これは当初より相手方医療機関が過失を認めて、応諾をしたケースです。ですので、争点としては損害額の認定が主要な争点となっております。

続いて、ケース3、右下のページ番号で言うと12以降ですけれども、これは当初過失の有無が争点となりまして、相手方は過失を争っていたのですが、調停手続が進行する中で相手方が契約する保険会社の調査結果が出まして、過失を認めるということになりまして、途中から過失を認めたというケース。最終的には一定の金額をお支払いいただく方向で和解が成立しております。

具体的な解決事案としてはこの別紙に記載したものを御紹介しております。

続いて、先ほどの回答レジュメに戻りまして、相談の受付状況等ですが、当センターではまず相談手続を実施しておりまして、調停に先立って相談を行っております。

これは医師又は歯科医師からなる相談委員が直接面談による相談を実施しております。これは、1件1時間無料で実施しています。相談前置主義と書きましたけれども、相談の実施が調停の申立ての要件となっております。

ただ、相談を担当した相談委員は予断を排除するというところから当該事件の調停委員には選任をしていません。ただ、相談手続の概要を記載した書面を調停委員に交付している場合はございます。

相談手続の実施件数については、そちらの表に記載したとおりでして、近年はおおむね年間90件前後で推移しております。

続いて、申立てが簡易にできるようにするための工夫ですが、申立書の書式をお渡しする際に記載例も交付しています。なかなか一般の方ですと、そもそもどのように書いていいのか分からないということがありますので、代表的な事例などを基に記載例もお渡ししております。

さらに、申立てがほぼ確実に予想されるケースでは、その相談を実施した際に申立書の具体的な記入方法も同時に説明をしています。これは相談委員の先生からというよりは、事務局の職員が常駐していますので、事務局職員のほうから記入方法の御説明をしております。

す。

また、申立書において請求金額の明示を必ずしも厳格に求めておりません。例えば適正な賠償を求めるですとか、あるいは謝罪を求めるですとか、そういったような記載であっても申立てを受け付けております。ほとんどのケースでは金額を明示しないで適正な賠償を求めるといった記載がなされているようです。調停手続を進行する中で、金額については特定をいただくことになっております。

相手方の応諾を取り付けるための工夫としましては、当センターがどういう団体であるのかというのをお分かりいただくためにも、広報のリーフレットを申立書等に同封して相手方に郵送しております。

また、日ごろから医療機関、相手方になるのは医療機関がほとんどですので、医療機関への周知活動を行っております。例えば自治体、千葉県が主催する各種医療機関向けの会議等で講演をさせていただいたりですとか、その他各種団体、これは民間の病院で組織しているそういった団体等がございますので、そういったところに出向いて、当センターの御説明ですとか、実際の解決事案の御紹介等もしております。

続いて和解の仲介手続における工夫ですが、当センターの和解手続、調停手続では、原則として医師1名と弁護士1名が調停委員として調停を実施しております。

弁護士については、司会進行等を担当しまして、これは特に医療事件の経験豊富な、患者側ですとか医療機関側での事件担当が豊富な弁護士を選任しています。弁護士の中には、元裁判官といった経歴をお持ちの方もいらっしゃいます。

続いて医師委員については、その係争対象となる診療科目を専門とする医師を選任しております。

また、時に申立人である患者側からの要請として、担当したお医者さんに必ず調停に出席をしてほしいというような御要望がある場合があります。必ずしもそういった御要望に沿えるわけではないのですが、そういった申出が特に強い場合には、相手方のほうにその旨お伝えをして、実際に担当医に御出席いただいて、調停が成立したケースもございます。あるいは先ほど御紹介した事例のように、責任者である院長等が出席いただくというケースもございました。

続いて成立した和解の実効性の確保のための工夫ですが、当センターの取り扱う紛争の性質上、相手方となる医療機関のほうで医師賠償責任保険等の保険を締結しているのがほとんどですので、実際の和解金の支払は医療機関側の保険会社が行っているようです。ですので、支払期日までに保険会社のほうで確実に支払はされているようですので、これまでに実効性の確保が問題となった事例はございません。

続いて当事者の負担する費用ですが大きく3種類、手数料がございます。まず①のところの申立手数料。続いて期日手数料、成立手数料です。

申立手数料は、患者側が申し立てる場合と、医療機関が申し立てる場合で金額に差異を設けています。ほとんどのケースが患者側申立てですて、年に1件程度、医療機関側の申立てがあるかどうかというところ です。

期日手数料は期日のごとにそれぞれ1万500円ずつ頂戴しています。

成立手数料は以下の表に基づいて計算をしまして、原則折半、2分の1ずつを頂戴しています。

利用者にとって手数料が負担になっていないかというヒアリング事項がございましたが、特にそのような声は聞いておりませんが、特に医療機関側が申立人となったケースでは、医療機関のほうで、相手方、患者さんのほうに配慮しまして、期日手数料ですとか、成立手数料を全額病院側で負担したというケースがございました。

団体の運営から見た手数料ということですが、なかなか手数料収入のみでは赤字というのが実態でして、そちらに21年度から24年度までの手数料収入と経常支出を記載しましたが、これを見てお分かりになるとおり、手数料収入がいずれも支出に満たないという状況で、寄付金収入で辛うじて運営をしているという実情です。

続いて、守秘義務が問題となった事例は今のところございません。代理人の選任状況ですが、21年度から23年度までの既済事件をまとめたところ、双方に代理人がそれぞれ付いたというケースはございません。一方に代理人が付いたというケースが22年と23年の7件ずつ、双方に代理人がないというケースが非常に多いと言えます。

医療機関側に代理人が付くケースというのはほとんど弁護士による代理人でして、これは顧問弁護士等が付くケースが多いようです。

患者側の代理人というのは、ほとんどが親族、これは特に当センターの紛争の特質上、患者さん御本人が病気で出頭困難な場合などもございますので、そういった場合には身内の方が代理人として出席をしています。

続いてADR法上の特例の利用状況ですが、こちらについては調停不成立案件のその後について調査ができていないという実情がありまして、そういった点から、詳しい点は不明です。ただ、恐らく利用されているケースはほとんどないのではないかなと思われまます。

続いて、利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価ですが、これは過去当センターが認証を取得した際ですとか、ADR事業を始めた際に、テレビですとか新聞等で報道いただいたという経緯がありますので、そういった報道を御覧になったりですとか、あるいはホームページ、あと多いのが自治体の相談窓口、医療安全の相談窓口からの御紹介というケース。さらには相手方医療機関自身からの紹介、つまり病院内の医療相談窓口なので、相談があって解決できなかったケースについて、当センターを御紹介いただいて調停が申し立てられたケースなどがございます。

評価としましては、費用をかけずに短期間で解決をできた、弁護士等を付けなくてもセンターの調停委員のほうから手続について説明があって理解をできたとか、医学上の問題、法律上の問題について分かりやすい説明があったなどという評価をアンケートで頂戴しています。

手続、結果概要の公表について、今のところ公表までには至っていませんが、今後、事例集の公表等を検討しております。

続いて、第3の認証ADRの利用促進についてですが、広報、専門得意分野のPRとしましては、講演活動ですとか、あるいは雑誌、医療系の雑誌からの取材申込みというのは頻繁にあります。そういった取材に応じて掲載等をいただいております。

また、他機関との連携としまして、千葉県庁の医療相談窓口から相談者の紹介等をいただいております。

続いて認証ADRの運用についてですが、組織体制についてはそちらに記載したとおりで

す。役員は理事5名、監事1名、常勤の事務局員としましてはアルバイト2名。これは庶務担当1名と調停事務担当1名ですが、この調停事務を担当されている方は裁判所の書記官のOBの方でして、そういった裁判実務等に精通されている方ですので、調停の運営等をこの方をお願いをしております。

その他、私もそうですが、ボランティア数名で運営をしております。

相談委員は医師2名と歯科医師1名で、調停委員につきましては、医師が診療科目ごとにいらっしゃるしまして16名、弁護士が8名、更に学識経験者が調停委員に参加する場合がありますので、学識経験者・大学教授等が6名いらっしゃいます。

財務状況については、22年度以降のものを表にまとめまして、先ほどの話とも重複をしますが、非常に財政難にありまして、収支を見ると赤字となっております。

寄付金収入で何とか運営をしているというところです。

手続実施者等に対する研修等については、相談委員及び調停委員に対する研修を毎年実施しております。

認証ADRの認証・監督手続について、特段負担というほどでもないんですが、監督に関するところで、事業報告書の報告を毎年させていただく際に、その集計項目の集計になかなか時間を要してしまっておりまして、御迷惑をおかけしております

最後に認証ADR制度の問題点についてということで、これは認証ADR制度に対する改善というようなことではなかったんですが、その行政機関との連携とフォローというところを意識しておりまして、必ずしも自治体の担当者レベルにこの認証ADR制度というのが知られていないというのを感じておりまして、今後、国のほうからそういった自治体などに対しても、そういった周知をしていただければということで記載しました。

私のほうからは以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。限られた時間の中で各事業者の御担当の方からヒアリング対象事項を中心として大変分かりやすい説明をいただいたように思います。

これから、ただいまの4事業者の方々の説明に対しまして、御質問、御意見をお願いしたいと存じますが、それに先立ちまして、本日御欠席の丹野委員から事前に質問事項をいただいておりますので、その内容を事務局から紹介していただけますでしょうか。

○高松参事官 では、御紹介いたします。2点ございますけれども、一つは「認証ADRの利用促進のためには、結果概要の公表なども含めて、各事業者が専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが必要であり、これは他の相談機関からの紹介を増やすためにも重要だと考えます」と。そうすると、「それぞれの来られております事業団体の方々が、民間のADRとしてアピールできる専門・得意分野もありますか」ということですが、恐らく「アピールできるポイントはありますか」という質問の趣旨を含むというふうに思います。

二つ目が、「そのような専門・得意分野あるいはアピールできるポイントというものを、どのように利用者や国民に周知しているのでしょうか。例えば多数の利用を図るための結果概要の公表等を行っておりますか」ということで、一部の事業者の方、そういうふうに触れられておられましたが、触れられていない方についての御質問と思われま。

以上でございます。

○伊藤座長 丹野委員の質問事項のうち、利用促進のアピールあるいは結果概要の公表などに

については、ただいまの4事業者のお話の中に出てきた部分もあるかと思いますが、先ほど御説明いただいたこと、例えば結果概要の公表については検討中というお話もございましたので、少しその辺りを補足して御発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、医事紛争研究会からお願いいたします。

○**山下事務局長** 結果概要について公表は、最初から考えているんですが、ドクターの方々に言わせますと、いわゆる医療事故、医事紛争を具体的に書けば書くほど、どこの病院のどの医師だというのが仲間内ではすぐ分かるらしいんです。それを抽象化すると非常に曖昧で、余りアピールするものにならないというのを言われておりまして、そういうことから結果概要をどのように公表すべきかということですとずっと悩んでおりまして、まだ結論が出ていないということでございます。

もう1点、結果概要の公表はそういうところなんです、一般にアピールする方法としまして、私たちのところでの最初設立時にプレス発表しまして、それで認証を得ましたときにまたプレス発表しました。そうしますと、相談がわっと来てしまいまして、ちょっと対応に困ってしまうことがありました。先ほど申し上げましたように、ちょっと赤字体質なものですから、余り殺到しても困るものですから、今、余りアピールするのは控えているんですが、ただ、医療機関に大分浸透はしてきておりますけれども、公立病院とか大学病院は大分応諾していただけるようになったんですが、診療所レベルはまだ、この医事紛争研究会というのは何じゃというふうな反応がございますので、数か月前から検討しているんですが、地元紙で千葉日報というのがございますから、そこは比較的公共の機関などが購読しておりますので、そこへの掲載をお願いしようかなというのは考えています。

今、私どものところは以上でございます。

○**伊藤座長** ありがとうございます。ただいまの点について、ほかの事業者の方から何か補足的な御発言ございますか。どうぞ。

○**増田委員長** 愛知県弁護士会は、弁護士会としては日弁連の仲裁統計年報が毎年発行されておりますので、そちらのほうに統計的な数字はお出しをしております。

個々の解決事例につきましては、会内的には弁護士会の会報に適宜事例を解決事例としてお出しをしています。それから、一般にも公開をした周年行事、5年、10年、15年といったようなときに解決事例集を発行して、それを出席者、その会に出席された方限りではございますけれども、そういった形での公表をしております。

以上でございます。

○**伊藤座長** 分かりました。ほかはいかがでしょう。

では、東京都中小企業振興公社から。

○**大坪センター長** 私どもも具体的な事案の公開というのはしてございませんで、ただ年度1回、苦情紛争報告書というものを作成してございまして、全般的な苦情の内容を、下請代金法に関わる苦情の傾向ですとか、その解決に関わった件数ですとか、そういうものは報告書をもって報告はさせていただいております。

○**伊藤座長** 分かりました。それでは、家庭問題情報センターからお願いします。

○**永田事務局長** 事務局長の永田でございます。夫婦と面会交流とか養育費、こういったことの調停なものですから、やはりプライベートな部分というのはかなり大きいために、うち

では事例の公表はしておりません。ただ、事業報告書の中にホームページで件数は出しております。以上でございます。

○伊藤座長 それでは、各委員の方々からの御質問等をお願いしたいと思いますが、どうぞ渡部委員。

○渡部委員 渡部でございます。愛知県弁護士会紛争解決センターに、3点質問がございまして、先ほど時効中断効の関係で提出書面は書留で送ると言われました。それについては配達証明を付けるのかというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、和解契約に執行力を付けるための簡易裁判所の「訴え提起前の和解」について、簡裁との提携に関して、簡裁との提携の利用件数としてはどのくらい実績があるのかということです。3点目の質問としては、愛知県弁護士会紛争解決センターには、執行力付与についてADR法の改正の御希望があるのかどうかということです。この三つについて御回答いただくようお願いします。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

○増田委員長 書面は主張書面については配達証明付きで送っています。裁判等であれば、訴えを提起すれば時効中断ということですがけれども、ADRの場合には、申立て時に相当な解決を求めるといった形で、なかなか請求の特定ができておりませんし、センターと相手方との間の手続実施契約に基づいて、相手方に送達されなければ、時効中断は生じないということがあります。最初は時効中断について、あっせん・仲裁人にいつ特定したかを特定させようということを試みたんですけども、それは到底不可能であるということで、主張書面が出れば、ことごとく相手方に配達証明で送って、それを後は裁判所に判断をしてもらおうということにしています。

○渡部委員 2番目は、簡裁の「訴え提起前の和解」について簡裁との提携の利用実績はどうかという点です。

○増田委員長 年間1件か2件ぐらいだろうと思います。

○渡部委員 執行力付与に関するADR法改正の御希望についてはどうですか。

○増田委員長 執行力付与については、私どものセンターでは仲裁に移行すれば執行力付与できますし、今の即決和解、それから即時調停の利用ということで執行力が付与できておりますので、特に支障は感じておりません。

これはADR法で執行力を一律に付けるということになると、どのような紛争解決手続がそのセンターでなされているかということを事細かにやっぱり検証していかないと、執行力を付与するということはおかえって危険な場合もあり得るのではないかなというふうに考えております。

○渡部委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか、では、ほかの委員の方お願いいたします。

藤井委員からお願いします。

○藤井委員 藤井のほうから、愛知県弁護士会の紛争解決センターの方に伺いたいんですけども、応諾率が72.3%という、非常に高いかなと思うんですが、不応諾の方に対してあっせん委員、あるいは仲裁人のほうから電話をかけたり手紙を送ったりということで、これで応諾に変わるという比率などは、データとして分かりますか。

○増田委員長 データとしては把握しておりません。

○藤井委員 分かりました。それとあと、紛争全般ということなので、経済的に資力のない方なども申立てになるケースがあるのかなというふうに思いますけれども、これは法律扶助を使っているケースとか、そのデータもございますでしょうか。

○増田委員長 法律扶助はございませんけれども、申立手数料1万500円を払えないと、要するに法テラスの扶助基準によれば、扶助が相当だといったような事案につきましては、申立手数料の減免措置、それを採ることができます。これは成立の手数料についても同じような処理をしております、これも年間数件ございます。

○藤井委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 林委員、お願いいたします。

○林委員 東芝の林でございます。一メーカーに属しておりますので、下請法の分野には関心がございますけれども、それで、東京都中小企業振興公社さんにお聞きしたいんですけれども、下請法といいますと、公正取引委員会、それから中小企業庁が行政上の執行機関としてございますので、それとの関係といいますか、その辺をお伺いしたいと思っております。

通常不満のある方はそちらに申し立てるという道もあるわけですし、それとの関係でどういふふうアドバイスされるのかとか、あと受ける側の事業者側の応諾率が必ずしも高くないようにお見受けしたんですけれども、その辺りの執行機関との関係で、何か受ける側のためらいとかはあるのかとか、先ほど、手数料は特にないので安易な申立ても若干あるというような話もあったんですが、どのような下請法絡みの案件が調停での解決にふさわしいとお考えになっているのかとか、いろいろ申し上げてしまいましたが、その辺りをお聞きしたいと思います。

それからもう一つよろしいですか。こちらは医事紛争研究会さんのほうにお聞きしたいんですけれども、先ほど国立病院とか大学病院とかはかなり浸透してきているということでしたけれども、応諾率はどのくらいになっていらっしゃるのか。

特に、医療紛争ですと、場合によってはかなり深刻な対立構造になることが多いと思うんですけれども、そういう関係で受ける側の反応、あるいは申し立てる側も裁判とかですと、よく証拠保全の手続等がとられて、相手方からもかなりな情報がとれるというのがメリットとしてあるかと思うんですが、その辺について、申立てされる側の安心される情報がちゃんと出てくるとかいうところの担保とかはどのように考えていらっしゃるかというところをお聞きしたいと思います。

○伊藤座長 分かりました。それではまず、東京都中小企業振興公社の方から御説明をお願いしますか。

○小林専門員 紛争解決専門員の小林でございます。御質問のほうは公正取引委員会と行政と下請代金法に関わる紛争について、行政への申告ですとか相談ですとか、それとの我々のほうの相談、あとADRとの関係を問われているんだろうというふうに解釈しました。

公正取引委員会等の行政のほうに紹介、相談しなさいというふうな指導はしますけれども、まず、行政のほうは、下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面、いわゆる3条書面の発行がされていないというものについては、取り上げてもらえないのが現実です。3条書面がないので、事案としてまた契約の成立がどういう形で成立しているかというのが調べられないと。だから、3条書面がない場合については、自分たちが入っていけない。本来、3条書面がない場合については50万円以下の罰金というふうなのがあるんですけ

れども、それは実態的には余り活用されていないというのが現実なようでした。

どうしても、我々のほうでもそういうことで、我々のほうに逆に回されてくる。こちらで相談しなさいということになると、行政のほうに行きなさいということはなかなか言えない。それで、また行政のほうで受けてくれても、調査にものすごい時間がかかります。1年、2年、私のほうで協力したやつについては2年ほどかかって、最終的に結論が曖昧な形になってしまったということで、余り待っていると時効になってしまいますし、それでADR申立てを御指導したということで、ADRの中で解決した。

また、行政のほうでも、お金の問題と行政指導の問題が違うから、お金の問題については民事でやってくれというふうな御指導もあるようですから、行政への申告、行政指導による改善というものと代金等の回収という問題については別個のものだというふうな考え方で、御指導させていただいております。

以上です。

○伊藤座長 その他の御質問の点はいかがでしょうか。例えば、安易な申立てというようなことがありましたが、逆にと言いますか、そうでないものを想定するとすれば、どのような表現で言ったらいいのか、そのあたり、もしございましたら。

○小西係長 ADRで調停が解決になった場合、その事業者さんがそれで回収できるということで見込めると、少額でも再度また申し込んでこようという方がいらっしゃるの、今のところ手数料等はかかっていないんですけれども、今後、東京都の補助金自体が続くという保証はありませんので、補助金がカットされれば多少の手数料というものは取っていく必要はあるのかなという感じはしますけれども。

○伊藤座長 分かりました。どうぞ。

○小林専門員 ちょっといいですか。今の補足なんですけれども、1度ADRを申し立てて、和解成立して幾らかの支払を受けたということで、次に案件があったら、もうすぐADRやってくれと。我々が法律的に、これはどうであろうかと、法律的な構成が成り立つのかどうかという点についてちょっと疑問視するものも、ADRだということで強く求められるので、我々のほうに拒否権がありませんので、一応ADRに乗せるというふうなことですね。そういうことがあるということです。

○伊藤座長 分かりました。林委員から、医事紛争研究会の方に対して、医療者側の応諾率、また申立人側が十分な情報を取得できるような機会の保障が存在するのかどうか。そういった辺りのことについての御質問がございましたが、いかがでしょうか。

○山口弁護士 医事紛争研究会の山口から御説明いたします。

まず、応諾率についてですが、平成21年度以降のパーセンテージを申し上げますと、21年度が38%、22年度が53%、23年度が32%、24年度については現在集計中ですが、30%強と見込まれます。そういったことですので、ここ2年ほどは30%強で推移をしております。

ただ、先ほど山下から申し上げたとおり、その個々の内訳を見ますと、大学病院ですとか公立病院、あるいは比較的大きな病院などでは応諾いただける確率は高いように見受けられます。逆に個人の診療所レベルではまだまだ、当センターが周知されていないのか、比較的低目の応諾率となっています。

ただ、その病院の属性によつての統計は取っておりませんので、全体から見ると、先ほど

御説明した応諾率ということになります。

続いて、患者さん側からの情報へのアクセスについてということですが、具体的に問題になるのは、例えばカルテですとかその他様々な検査結果ですとか、診療記録の開示が問題になり得るかと思えます。こういった資料については、原則として申立人、患者さん御本人のほうで調停申立て前に任意の開示を受けていただいて、申立書と一緒に御提出いただくか、あるいは調停の進行に応じて御提出いただくことを原則としていますが、なかなかその患者さん御本人ですと、カルテの開示請求の仕方が分からないですとか、あるいは場合によっては医療機関側が隠ぺいをしているのではないかというような疑問をお持ちの方もいらっしゃいます。そういったケースでは、調停委員のほうに相手方、医療機関のほうにカルテですとか診療記録の任意の開示をお願いをしております。

そういったお願いをすると、ほぼ全件、医療機関のほうではカルテ等を出していただきますので、今まで資料の提出がされなかったということで問題になったというケースはございません。

以上です。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。どうぞ、植垣委員。

○植垣委員 東京地裁の植垣でございます。私からは、相談からADRへ移行した件数をお尋ねします。

ただ、愛知県弁護士会は、相談をそもそもされていないとお聞きしましたので、省略させていただきます。それで、東京都中小企業振興公社にお尋ねしますが、平成24年度では相談件数が448件で、ADRの申立件数が3件。相談件数に比較して申立件数がなぜこのように少ないのでしょうか。

○小林専門員 相談の中で、やはり調停に合う案件と、合わない案件というのがあろうかと思うんですね。それで、これは調停に向いているねというものについては、当然調停の解決方法もあると。また、裁判所に申し立てるとか、いろいろな解決方法がありますけれども、まず最初に、自主交渉と申しますか、相互にお話し合いをして、解決するのが一番早いと。また、中小企業の方々たちですと、余り時間をかけていると、自分のほうの資金繰りも困るんだというふうなこともありまして、できるだけ自主交渉でというふうをお願いしています。お願いしているというか、そちらのほうに早いでしょうと。

我々のほうもADR申し立てていただいても、準備から1回目が開かれるまでに、大体やはり2か月以上はかかってしまいます。そうすると、その間、ちょっと待てないというふうなこともありますし、必ずしも相手が受けてくれるという保証がない。

○植垣委員 一つは自主交渉で大体片が付くがあると、こうお聞きしてよろしいですかね。

○小林専門員 そうですね。年間の翌年に相談の後追い調査、やっているんですけども、大体6割から7割ぐらいは解決したというふうな回答をいただいております。

○植垣委員 6割ぐらいは自主交渉で解決したというのはお聞きしましたけれども、そのほかは。

○小林専門員 中では裁判中であるとか、また断念したとか、そういうのも中にはございます。

○植垣委員 特段、公社さんのほうで、もうADRの申立てはおやめなさいとか、そういう話をしているわけではないのですね。

○小林専門員 そういうことはありません。

○植垣委員 なるほど。分かりました。

次に、家庭問題情報センターさんにお尋ねしますが、先ほどの御説明ではADRの件数をおっしゃっておられたと思いますが、これはADRの申立件数のことをおっしゃっていると思いますが、4年間で59件、年間平均すると15件くらいの数字が出ておりましたね。ただ、相談件数が分からないのですが、相談件数は何件くらいあるのでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ、お願いします。

○永田事務局長 事務局長の永田でございます。相談件数はいろいろなケースがあるんですけども、夫婦だけではなくて、全部入れると大体450件くらいあるんですね。

○植垣委員 これ4年間でというふうにお聞きしてよろしいですか。1年間ですか。

○永田事務局長 いえいえ、これは1年間のADRの相談も含めた全体の相談件数です。ADRについての相談というのは、件数としてはそんなに多くないです。だから、大体相談してきたら、ほぼ申立てしようかという方になりますね。

○植垣委員 頂戴しました資料ですけれども、これは4年間の件数だと思いますけれども、合計すると59件、これが取扱事件数であると書いてあるんですがこれはADRの申立てがされた件数ではないのですか。

○永田事務局長 申立て件数です。

○植垣委員 ですよ。申立ての前に相談なりがございますでしょう。今のお話では、相談件数も申立件数もほぼ同じであると、こういうふうにお聞きすればよろしいですか。

○永田事務局長 そうです。そのように御理解いただいて結構です。

○植垣委員 了解いたしました。

次に医事紛争研究会さんと同じようにお尋ねしますが、資料によりますと、平成24年度では相談手続実施件数85件とございますが、これは相談件数と理解してよろしいのでしょうか。それとも、ADR申立件数と理解してよろしいのでしょうか。

○山口弁護士 24年度の85件というのは、これは相談手続の実施件数だということになります。

○植垣委員 そうしますと、相談後にADRの申立てがされますよね。これは何件くらいございますか。

○山口弁護士 相談3、4件中の1件が調停申立てに至るとというのがおおむねの数字です。

○植垣委員 まあ25%から30%くらいですか。

○山下事務局長 約3割でしょうか。

○植垣委員 3割ですか。その後の7割くらいはどのような処理がされているのでしょうか。

○山口弁護士 様々なケースがありますが、私が相談に立ち会って話を聞いた中では、まずあるのが、相談でもう既に目的が達成された、つまり例えば患者さんが疑問点を持って相談にお越しになると。具体的に申し上げますと、例えばお医者さんからこういう薬を出されたんだけど、どういう薬なんですとか、あるいはこういうことを言われたんだけど、どういう意味か。あるいは開示を受けたカルテとか検査結果にこう書いてあるんだけど、これは何を意味するのかと、そういった疑問点をお持ちの患者さんに対して、医師ですとか歯科医師の相談委員がお話をして、これは医学的にこういう意味なんですよということを御説明して、それでよく分かりましたと、疑問点が解決しましたということで解決をするというケースがまずございます。

それ以外も、相談委員がお話を聞いた中で、これは明らかな医療事故ですとか、医療ミスとは言えないのではないかと、端的に申し上げて患者さんの誤解ではないかと、そういったケースもございます。そういった場合には相談委員のほうからそういったことを御説明して、仮に調停になったとしても責任を追究するのは難しいですよということをお話をして、その結果調停申立てをされないというケースも多数ございます。

○植垣委員 ついでにお聞きしますけれども、平成24年度でしたら、85件のうちの3割ぐらいがADRの申立てがされるということですが、そのADRの申立てがされた3割のうち、解決率はどれぐらいになりますか。

○山口弁護士 はい、まず相談のうち3割程度が調停になりまして、先ほどその応諾率が30%程度と申し上げたので、そのうちさらに30%程度が応諾をされる。応諾したケースについては、おおむね7割程度は調停が成立しています。

○植垣委員 ありがとうございます。

もう1点、先ほどやればやるほど赤字体質になるのだとおっしゃられましたが、赤字になるかもしれないということで、ADRの申立件数を抑えるということをお考えなさっているということはあるのでしょうか。ちょっと失礼な言い方をして恐縮ですが。

○山下事務局長 相談自体は無料でやっておりますし、これは件数が多くても別にそこ自体に赤字が……

○植垣委員 ADRの申立てを抑えるとか、そういうことをしようとするお気持ちはありますか。

○山下事務局長 いえ、そういうことはございません。

○植垣委員 ですね。結構でございます。ありがとうございます。

○伊藤座長 道垣内委員どうぞ。

○道垣内委員 独立系のADR機関、特に医事紛争研究会にお伺いしたいんですが、紛争が特定されており、ニーズはあるように思われます。実際、随分と満足した解決が得られた方もいらっしゃるようですが、それにしても財務的に運営は苦しいだろうと思われます。赤字は、今現在、どうやって補填されているのかということと、医師会なり歯科医師会は、彼らにとっても裁判所に行かれるよりはよほどプラスになるだろうと思うので、固定費を出してもいいように思うのですが、そういう話はないのでしょうか。もう一つは、このタイプの紛争処理にニーズは全国的にあることだと思うんですけども、ほかの地域で同じようなことをしたいとか、ノウハウを知りたいとか、そういうお話しはないのでしょうか。全国化すれば、固定費のところももっと大きな組織から出してもらっているというのもあり得るわけですが、その辺りのことを伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤座長 では、医事紛争研究会からお願いします。

○山下事務局長 お答えになるかどうか分かりませんが、その赤字部分をどう補填するのかということですが、比較的千葉県の医師会とは連携がうまくいっておりまして、当初から医師会のほうは補助をしようという申出はあったんです。しかし、それをしてしまいますと、患者側からはひも付きと見られないかという危惧をずっと持っておりまして、私の知り合いに声をかけたりとか、いろいろな講演に出かけましたときに、こういう赤字体質ですのでぜひ皆様御寄付をというようなお願いをしまして、何とかしのいできたというところでは。

やむを得ず、今年は千葉県医師会から少し寄附を頂戴いたしました。ただし、医師会だけということになると、先ほど申し上げたような問題が出てくるかと思えますから、ホームページにちょっと広く寄附をお願いしておりますという形をとりまして、そして医師会からも寄附を頂戴しました。これで、今年は何とかなるか、あるいは出ても50万ぐらいの赤字ではないかと思えますが、それはまた私どもで何とかしたいと思っております。

○伊藤座長 もし、他の地域等の状況についても何か情報がありましたら、お願いいたします。

○山口弁護士 では山口のほうからお伝えします。ほかの地域の動きとしまして、一度京都の医師会のほうからお話があったと記憶してしまして、京都でも同じような、医療ADRを立ち上げたいということで、視察にお見えになった方がいらっしゃいます。ただ、実際なかなか医師の確保ですとか、弁護士も確保等に非常に負担がかかるということで、現在までは具体的な動きはないようですが、当センターに各地域から問い合わせ等はございますので、今後更に連携を図っていきたいというふうには考えております。

○伊藤座長 よろしいですか。では、他の委員の方、お願いします。

どうぞ渡部委員。

○渡部委員 家庭問題情報センターに4点ほど質問です。1点目は、休日や時間外でも対応可能ということですが、休日・時間外の希望をする当事者はどのぐらいの割合でおられるかという質問です。

2点目としては、収入は手数料収入だけなのか。それとも寄附金なり何らかの収入もあるのか。

3点目としては、先ほど執行力の付与に関するADR法改正の御要望についての質問がありましたけれども、家裁の即日調停の利用など家裁との連携の可能性はないのかどうかという質問です。

それから4点目としては、ハーグ条約関連で、国際的な面会交流に対する対応、それについては、何らかの御準備されているかという質問。以上4点でございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

○渡辺相談室代表 休日は、現実にはほとんど土曜日でも日曜日もやっています。年次休暇をなかなか取りにくいというお父さんが圧倒的多数ですので、話をいつにしようかという話をしますと、どうしても土曜か日曜と、あるいは夕方6時から始めてくれとか、そういうリクエストがありますので、そういうリクエストに合わせています。

ただ、うちは面会交流の週末になると土日で20件なんてことをやっけてしまして、部屋がもうびっしりいっぱいなんです。児童室があるんですが、児童室の子供がわーとかきゃーとかという声がよく聞こえますし、個室にその音が伝わることもあるので、できれば日曜は表向きはというように抑えてはいるんですが、実態に応じて日曜日もやっております。

ですから、全体で言いますと、ウィークデーにやっている調停というものは、10件のうち1件ありや否やという、そういうレベルなんです。

その次の御質問、収入ですね。ADRだけで、そのADRの調停人の手当、交通費、それからADRのパンフレットとかチラシとか、そういうものを調達することはもうとてもとても無理です。先ほど申し上げましたけれども、面会交流や後見、それから公証役場の公正証書遺言の証人なんかにも多数出してしまして、そういうほうから補填をしていただい

いるというのが実情でございます。

それからもう一つの御質問が……

○渡部委員 家裁との連携で家裁の即日調停などの利用はあり得るのでしょうか。

○渡辺相談室代表 即日調停というのは家裁でやっているのでしょうか。私、よく知らないんですが。

○渡部委員 ああ、地方によって違うかもしれませんね。

○渡辺相談室代表 家裁とのそういう調停連携はございません。

それから、ハーグ条約ですが、いつかは外国人の親の関わる面会交流事例の依頼が当法人にあると予想できますので、その節はお受けする心積もりをいたしております。

○渡部委員 特に、準備はしておらず、来れば受け付けるというくらいの御準備でしょうか。

○渡辺相談室代表 そのつもりしております。

○渡部委員 例えば、テレビ会議でやるとか、あるいはメールで受付をするとか、そういうような対応はされないのでしょうか。

○山口主任研究員 面会交流のことでございますか。テレビでの……

○渡部委員 調停、あっせんの受付について、メールでの受付とか国際間のテレビ会議を利用する調停を行うかという点です。

○山口主任研究員 は、やっておりません。私ども、ある意味で今、家裁との連携のお話がございますけれども、例えば面会交流に関しても、家裁とは独立の立場で、もともと家裁職員が多々ございます。そこは完全に分離して、ほかにも他団体がたくさんございますので、そこはあえて一線を画させていただいているという運用をさせていただいております。

○渡部委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。藤井委員、お願いします。

○藤井委員 藤井のほうから、医事紛争研究会の方にちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどのお話で、22年度が53%ぐらいの応諾率で、24年度は大体30%強ではないかというお話がありました。前回、証券・金融商品あっせん相談センター、金融ADRですけれども、このADRに対しては事業者に応諾義務があるというふうになっていて、応諾の問題が特に生じないというお話があったんですね。これ例えば、千葉県の医師会、歯科医師会等を含めて、協議していただいて、診療所も含めて応諾するように、応諾義務までは難しいんだろうけれども、応諾するようという指導をしていただくような協議はなさっているのでしょうか。

それと2点目で、添付していただいた別紙なんですけれども、1のケースは事故原因の解明を求める。特に金銭の要求はしていないという、最終的には20万円で和解をしたという結果になっているようなんですけれども、対象が医事紛争ということで、事故原因の解明を求めるというようなものも広く、申立てとして受付しているのかどうか。その点も、もうちょっと詳しく教えていただければと思うんですが。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

○山下事務局長 それでは第1点のほうは、私、山下からお答えさせていただきますが、御存じかと思いますが、いわゆる医事紛争は医師会が委員会として扱うケースと、国公立病院は全くそこを通さないで紛争を解決しております。国公立病院については、こちらはなかなか関与はできないんですが、いわゆる医師会に事故報告が上がってくる案件につ

いては、毎月1回千葉県医師会でその検討をいたしますので、そこでADRの申立てが既になされているものについては、そこで解決するにふさわしい事案であれば、できるだけADRで解決するように誘導はしております。

ただ、申立ての中には、いかにもクレームというのもございますから、もうそういうのは最初からADRも対応しないということで、県の医師会の委員会の中で代理人弁護士も決めておりますので、大体方針までそこで協議をしているということでございます。

○伊藤座長 では、2点目のほうはいかがでしょう。

○山口弁護士 山口的ほうからお答えいたします。事故原因の解明ということで、必ずしも金銭賠償を求めないというケースはほかのケースでもありまして、そこはADRの非常に強みなのかなとも思うんですが、裁判手続になってしまうと、どうしても損害賠償が、金銭賠償が中心になってしまうと。そういった中で金銭賠償に限定しない、事故原因の解明ですとか、そのほかよくあるのが、謝罪というようなことをおっしゃる方、お医者さんのほうに謝罪をしてほしいんだというようなことだとか、あと説明をもう一度きちんとしてほしいと。当事者間で何度か会合はしてきたけれども、どうも説明を聞いても納得ができないと。第三者を入れてきちんと説明をしてほしいといったような御要望がある場合もございます。

必ずしも、フィルターとしては医事紛争に当てはまるかどうかという要件がありますけれども、金銭賠償には限定していませんし、医師、歯科医師、その他看護師等の業務であれば、幅広く受け付けているというのが現状です。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょう。どうぞ、山本委員。

○山本委員 山本です。3点ありますが、最初、愛知県弁護士会にですが、これ確認なんですけれども、現在のADR法の運用あるいはその法律の在り方等については、特段問題ないというお考えなのか、あるいは何かこういうところをもう少し考えたほうが良いということがもしお考えがあれば、お伺いしたいというのが1点です。

それから2点目は、FPICにお伺いしたいんですけれども、先ほど家裁とはかなり意識して距離をとっておられるというようなお話がございましたけれども、このFPICのADRが、その家裁の、現在こういう紛争については家事調停、家裁での手続というのが圧倒的な解決としてのあれを持っているんだろと思うんですけれども、その家裁の手続に比べてどういうようなところにメリットがあるのか。同席調停とか、あるいは先ほど来出ている、土日でもやられるとか、そういうような柔軟な法手続というような点のお話もありましたけれども、もしほかに何かこういうところで家裁と違うというようなところがあれば、お伺いをしたいというのが第2です。

それから第3点、最後は、医事紛争研究会ですけれども、私が理解しているところでは、この医療のADRについては、弁護士会が主体でやっておられるところ、それから茨城の研究会がありましたけれども医師会がかなり中心的にやっておられるところというところがあるかと思っておりますけれども、この千葉のような、こういう中立的な団体でやられるということのメリット・デメリットがあるのではないかというふうに思うんですけれども、そういったところについてのお感じのところをお聞かせいただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。最初に、愛知県弁護士会からADR法の内容や運用についての何か御要望があればということでお願いします。

○増田委員長 ADR法の、特に三つの法的効果を付与されていて、そして執行力については付与されていない。私はその現状でよかろうかと思えます。

時効中断効それから、訴訟手続の中止、それから調停前置の特則と、そういった点についてはもう少し実態、私どもでも余り事後的にフォローはできておりませんが、そういった全体のどの程度使われているのかということをもう少し様子を見ていただいたほうがよろしいのかなというふうに思います。

それから、当会のほうは平成20年に認証を受けましたけれども、先ほど申しましたように、認証を受けたことによって非常に手続がかちかちとして硬くなってきたという。

本来、ADRというのは、そのあっせん・仲裁人のスキルでこの紛争を何とか解決してやろうと、融通無碍な手続というのが恐らくそもそものスタートだったと思うんですが、それがだんだんミニ訴訟化してきているという、それはちょっとADR法が成立したことによって、それで認証を受けたことによる一つの何か弊害といいますか、やりにくくなっている点ではないかなと思います。

そんなところでございます。

○伊藤座長 分かりました。次に、家庭問題情報センターの方に、家裁の手続と比較した場合の特質でしょうか、そのあたりのことをお話いただければと思います。

○永田事務局長 家裁の調停と若干違うかなと思うところは、家裁では今、1か月に1回の期日、あるいは1か月半ぐらいかかる場合もやっていますけれども、うちの場合は、調停の準備ができれば、1週間以内に入れるとか、あるいは大体調停は5回を目標、3か月解決というのを目標にしているんですね。ですから、1週間後にまず入れて、そして2回目をまた1週間から10日ぐらい間にも入れられると。そういう柔軟に当事者の持つ問題性に応じて、期日を入れていきます。しかも家裁よりも早く、期日を入れていくということも、家裁の調停と違う。

それと、同席で、双方の主張していること、言いたいこと、そういうことが相手も理解できます。そういう中で家裁の場合は大体30分おきぐらいで交代でやるんですけれども、うちの場合同席で1時間あるいは2時間、話をしていきますので、非常に自分自身でその理解ができるわけです。家裁の場合ですと調停委員が相手の言ったことを伝えるというような形が主たるやり方なんですけれども、その点も違います。

それと、そういう中で十分話が聞けて、しかもその問題点の整理がその場でかなり早くできているというところがありますので、自分の主張していることと相手が主張していることとの区別がとてよく分かるということで、調停の解決への動機付けが非常に強くなるというか早くなるということもあります。

それと、一つは我々、子供についての専門家でもありますので、子供の立場でその当事者に面会交流その他について、どんなふうに考えていったらいいか。離婚を通してその子供というのが、どれだけリスクを負ってこれから生活することになるかとか、そういうことについても十分に話ができると、そういう余裕があるということが一つ違うと思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、医事紛争研究会の方から、先ほど医師会との関係について言及がございましたが、医師会や弁護士会から独立の組織として、このADRを運営されていることについての御自身の評価といいますか、そういったことについて何か御発言があれば、お願いいたします。

○**山口弁護士** 医事紛争研究会山口から説明いたします。先ほど委員の先生から御指摘いただいたとおり、メリット・デメリット、それぞれございまして、まずメリットとしては、最大のものとしては中立らしさ、公平らしさ、外から見たときの中立・公平性の担保ということが挙げられると思います。もちろん、弁護士会ですとか医師会が実施されている医療ADRについても、実際の手続はもちろん中立・公平に進められているはずなのですが、ただ、当センターとしては、独立のNPO法人が運営しているということから、よりその外部から見た場合の中立らしさ、公平らしさというのは担保されているのではないかと思います。

また、そういった中立、公平、無色透明というのが強みになりまして、委員の確保もスムーズに行われています。聞くところによると、弁護士会の医療ADRではなかなか、特に医師委員の確保に苦慮されているというように伺ったこともあるんですが、当センターでは医師もメンバーに加わっているということから、非常に医師同士で御紹介をいただいたりですとか、委員の確保というのはスムーズに行われております。

続いて、デメリットとしましては、やはり財政的基盤が脆弱だというのが最大のデメリットかと思います。弁護士会、医師会のような大きな組織とは違いますので、財政面は手数料収入だけでは維持できず、寄付金収入で何とか維持しているという実情です。

また、人的スタッフにつきましても、アルバイトを数名雇ったりですとか、それ以外はボランティアのほうで対応しているというのが実情です。以上です。

○**伊藤座長** それでは、いかがでしょうか。大体予定の終了時間が近づいておりますが、森委員、お願いいたします。

○**森委員** すみません。森から2点ほど。

1点目が、申立てが金銭的なものである場合に、高額な案件があると思うんですけれども、そこについて何か制限を設けられていたりとか、高額な案件を処理するのは難しいと感じられているのかどうか1点目です。

もう1点は、代理人、特に弁護士の先生方を代理人と選任されている場合について、どうお感じになっているのか。やりやすいとか、その逆だとかいうことを、何かお感じになっていることがあったらお聞かせいただければありがたいなと思います。該当すると思われるところについては、お答えいただければなと思うんですが。

○**伊藤座長** そうすると、いずれの事業者の方でも、今の御質問について何か御意見をお持ちの方からお願いします。いかがでしょうか。

それでは、愛知県弁護士会から。

○**増田委員長** 愛知県の場合は、例えば遺産分割等の事件であれば、2億円、3億円という事件がございますし、医療事件でも7,000万円ぐらいで解決した事件がございます。

そういった意味では、金額の多寡というのは余り意識をしておりません。

それから、次に弁護士代理人がついた場合にどうかということですが、法的な整理、特に医療事件等であれば、大体双方に代理人が付きますので、医療事件についての法的整理を争点整理をしてくれるという点では非常にあっせん・仲裁人もやりやすくなっているということがいえるかと思います。

ただ、弁護士が付くことによって、余り法的に整理をし過ぎて、当事者の感情の部分であるとか、そういった部分まで捨象してしまうという、そういうきらいが弁護士というのは

ありますので、そのところはあっせん・仲裁人がどうやって気持ちを聞いてやって、話し合いをまとめていくのかと、そういったところが大事ではないかなと思っております。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

他の事業者の方で、どうぞ。

○大坪センター長 東京都中小企業振興公社でございます。案件で、高額の案件のその制限というのはございません。どのような金額でも受けています。あと、代理人弁護士については。

○小林専門員 代理人の弁護士さんが付いた場合に、なかなか弁護士さんの意見で引っ張られてといたしますか、当事者の意見が余り反映されていないのかなという、訴訟まで考えた上での和解、ADRへの出席みたいな感じもするときもあります。

もうちょっと我々としては当事者が、当時どう思っていたのかとか、そういうところから判断してほしいんですけども、やはり法律的にこうだと。これ以上は言えないみたいな感じで突っぱねてしまって、和解に成立しないというふうなことも確かにございます。

どちらがいいかという、ADRを成立させるには、弁護士さんが付かないほうが早いかなというふうな気はしますけれども。

○伊藤座長 分かりました。家庭問題情報センターの方、特に代理人弁護士の問題について、何か、御意見ございましたら、お願いします。

○渡辺相談室代表 うちの事例で代理人弁護士が付かれた事例は全くございません。それから、お金については特に定めも何もございませんし、それでもめたということもございません。以上です。

○伊藤座長 それでは、医事紛争研究会の方は、いかがでしょうか。

○山口弁護士 御報告しますと、特に金額について制限はございません。ちなみに、調停成立の最高額としましては、3,460万円、これは別紙でお付けしたケース3がそうできて、これは後遺症該当級が比較的重めだったことから、3,460万円が最高額になっています。ちなみに最少額としましては、これもケース1で御紹介した20万円が最少額です。全体的な傾向としましては、100万円以下が42%を占めています。さらに500万円以下になりますと、全体の8割が500万円以下、ですので比較的少額案件が多いのかなという印象です。

続いて、代理人の件につきましては、その弁護士が、特に顧問弁護士等が代理人として付く場合が多いのですが、主張や証拠の整理が行われますので、手続きは比較的スムーズに進行するというメリットはあるかと思えます。あえてマイナス面としましては、示談交渉時にも同じ代理人の方が、弁護士の方が代理人に付かれているケースがありまして、感情的対立のある場合などに、その示談交渉時の感情的な面というのがそのまま調停に持ち込まれてしまって、なかなか成立まで至らない、スムーズに至らないケースというのが散見されます。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。最後に渡部委員からお願いします。

○渡部委員 すみません、最後までお時間をいただきまして。東京都中小企業振興公社に2点質問なのですが、第1点目として、これは、中小企業庁の「下請かけこみ寺事業」の一環だと思うのですが、全国に48の「下請かけこみ寺」がありまして、それで認証事業者と

して全国中小企業取引振興公社（本部）が第11号で認証を受けており、各都道府県に設置された「中小企業支援センター」のうち、東京都中小企業振興公社が、第16号で認証を受けていて、他のところは受けていないように見えるのですが、これはどうしてそうになっているのか。それから、全国（本部）と東京都中小企業振興公社との関係はどうなっているのかということです。

それから、第2点目の質問として、調停申立てが前年12件から3件に減っている、この言いにくいかもしれませんが、傾向として、その理由はどうしてなのか、分かれば、お答えいただきたいと思います。

○伊藤座長 どうですか。2点ございますが。

○小西係長 全部が全部、そうではないと思うんですけども、かけ込み寺の事業を委託していることは間違いありませんけれども、実際に相談が上がってくると、中企庁なり公取さんのほうで対応はしているようです。ですので、各事業者さんのほうでは、なかなか認証を取得するまでは至らないのではないかなというふうに思っております。

○渡部委員 なるほど。2点目についてはどうでしょうか。

○伊藤座長 3件に減少したことの背景ですが。

○渡部委員 なかなか言いにくいでしょうが。

○小林専門員 同じように対応はしているんですけども、中には専門的な知識を、かなりの高度なシステム開発ですとか、そういうものについてはそれなりのADRの機関ができていますし、各分野分野でその調停の組織がありますので、そういうところも御紹介しながら、我々のところも使っていただくということで、その案件によって、こういうところもありますよということで、そちらのほうに調停を申し立てているという可能性は十分ございますね。

我々のほう、ちょっと3件なんで、ちょっと少な過ぎるので、少し頑張らなくてはなというふうには思っておりますけれども。

○渡部委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 それでは、予定の時間もほぼ尽きておりますので、本日のヒアリングはこの辺りで終了したいと存じます。

4事業者の御担当の方々、大変御多忙のところをお越しいただきまして、それぞれの事業の内容について分かりやすい御説明をいただき、また委員の皆さんからの御質問に対しても丁寧にお答えいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、次回の確認をさせていただきたいと存じますが、次回、第5回になりますが、7月26日金曜日午後1時15分から法務省20階の第1会議室で開催いたします。次回も引き続きまして、ADR事業者に対するヒアリングを実施いたします。

お手元のヒアリング予定を御覧ください。次回は東京都行政書士会、福岡県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会及び札幌司法書士会から御説明をいただく予定でございます。

他に特段の御発言がないようでしたら、本日はこれで終了いたしたいと思います。活発な御審議をありがとうございました。

—了—